

# 特定非営利活動法人 わかくさくらぶ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 わかくさくらぶ という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

## 第2章目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、陸上競技等を通して障害のある子もない子も、それぞれの目標に向かって努力し達成する喜びを味わせる。子どもたちの健全育成を活動目的とする団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は支援の提供を行い、健全育成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事
  - ①陸上教室等の企画運営に関する事
  - ②陸上大会等への企画開催に向けての事業
  - ③子どもの育ちに関して、子どもとその保護者への支援活動

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付し書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会の申出があったとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決においてこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令、定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。.

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事3人以上10人以内
  - (2) 監事1人以上2人以内
  - 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 3 役員は、再任することができる。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。なお、事務局長は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要な事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

- 第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会があつたものとみなす。
- 4 前項の規定により総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(表決権等)

- 第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあたってその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議長の選任に関する事項
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メール等をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等をもって表決することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。  
4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所  
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあっては、その旨を付記すること。）  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産  
(2) 入会金及び会費  
(3) 寄附金品  
(4) 事業に伴う収益  
(5) 財産から生じる収益

## (6) その他の収益

### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日におわる。

### (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない時は予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	川崎 哲也
副理事長	田中 明子
副理事長	濱田 三喜男
監事	遠藤 雄也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員
    - ① 入会金 500円
    - ② 年会費 1,000円
  - (2) 賛助会員
    - ① 入会金 1,000円
    - ② 年会費 1口 1,000円とし、1口以上とす

## 役員名簿

特定非営利活動法人 わかくさくらぶ

役名	氏名	住所	報酬の有無
理事	かわさき てつや 川崎 哲也		無
理事	たなか あきこ 田中 明子		無
理事	はまだ みきお 瀬田 三喜男		無
監事	えんどう ゆうや 遠藤 雄也		無

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

陸上競技等を通して障害のある子もない子も、それぞれの目標に向かって努力し達成する喜びを味わわせる。子どもたちの健全育成を活動目的とする団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は支援の提供を行い、健全育成に寄与することを目的とする。

## 2 申請に至るまでの経過

県立の特別支援学校で陸上競技に取り組んでいる子どもたちが、卒業後に活動を継続するための母体が埼玉県西部地区に無い状態である。在学時に大会に参加して活躍した選手が、活動する場がなく競技から離れていく状況が続いている。選手の保護者からも、障害を抱えながら競技を続けたことで選手一人ひとりの自信構築につながっていたとの訴えも数多く寄せられていた。支援学校関係者のみならず陸上競技関係者の有志からも、卒業後の競技を続けられる環境づくりを整えられないものかと相談を続けていた。8月24日に県立入間わかくさ高等特別支援学校大会議室で、支援学校顧問・保護者・陸上競技関係者が集い法人設立の為に「設立総会」を開催した。その際、陸上競技関係者からは「現在中学校部活動の地域移行も進められており、その受け皿にも成り得る。」との指摘を頂いた。障害がある子もない子も同じ競技等を通して交流を図り、相互理解につなげインクルーシブ教育を実践できると思い至った。

令和6年 8月24日

特定非営利活動法人 わかくさくらぶ

設立代表者

氏名 川崎 哲也

## 令和 6年度 事業計画書

特定非営利活動法人 わかくさくらぶ

### 1 事業実施の方針

障害を持つ競技者に練習の機会と場所を提供することで、生涯体育につながる機会を提供する。

### 2 事業の実施に関する事項（成立の日～令和7年 3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
陸上教室等の企画運営に関する事	走・跳・投運動の基本練習	毎月第2・4土曜日	県立入間わかくさ高等支援学校グラウンド	4	知的障害を持つ競技者	10 0
陸上大会等への企画開催に向けての事業	記録会開催準備	未定	未定	未定	未定	未定
子どもの育ちに関して、子どもとその保護者への支援活動	育ちに関しての相談開催準備	未定	未定	未定	未定	未定

## 令和 7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 わかくさくらぶ

### 1 事業実施の方針

障害を持つ競技者に練習の機会と場所を提供することで、生涯体育につながる機会を提供する。

### 2 事業の実施に関する事項（令和7年 4月1日～令和8年 3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
陸上教室等の企画運営に関する事	走・跳・投運動の基本練習	毎月第2・4土曜日	県立入間わかくさ高等支援学校グラウンド	4	知的障害を持つ競技者 10	0
陸上大会等への企画開催に向けての事業	記録会開催準備	未定	未定	未定	未定	未定
子どもの育ちに関して、子どもとその保護者への支援活動	育ちに関しての相談開催準備	未定	未定	未定	未定	未定

## 令和6年度 活動予算書

成立の日から 令和7年 3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)  
わかくさくらぶ

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費	入会金×12	6,000	6,000
2 受取寄附金	年会費×12	12,000	12,000
3 受取助成金等			0
4 事業収益			0
5 その他の収益			0
経常収益計 (A)			18,000
II 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
(2) その他の経費			0
事業費計			0
2 管理費			0
(1) 人件費			0
(2) その他の経費			0
管理費計			0
経常費用計 (B)			0
当期経常増減額 (A - B)			
III 経常外収益			
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
経常外費用計 (D)			0
①当期正味財産増減額 (A-B+C-D)			0
②設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額 (①+②)			18,000

令和7年度 活動予算書

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

わかくさくらぶ

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費	年会費×12	12,000 円	12,000 円
2 受取寄附金		0	0
3 受取助成金等		0	0
4 事業収益		0	0
5 その他の収益		0	0
経常収益計 (A)			12,000 円
II 経常費用			
1 事業費		0	0
(1) 人件費		0	0
(2) その他の経費		0	0
事業費計			0
2 管理費		0	0
(1) 人件費		0	0
(2) その他の経費		0	0
管理費計			0
経常費用計 (B)			0
当期経常増減額 (A - B)			
III 経常外収益			
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
経常外費用計 (D)			0
①当期正味財産増減額 (A-B+C-D)		12,000 円	
②前期繰越正味財産額		18,000 円	
次期繰越正味財産額 (①+②)		30,000 円	